

# 家計支出平等化に関する 委員会報告

(フィンランド)



本稿は1966年から1975年に至る期間において、家計支出に全般的な平等化を実現する制度がある委員会が検討した報告の要旨で、この報告は1966年6月に国会へ報告された。

\*

計画された制度は国民所得の成長率の予測と国民所得のうち社会的な所得の移転に充當される部分の予測に基づいて作成されている。家計支出平等化の目的は、子女に関係なく、ある最低生活水準を各世帯に保証することで、つまり、子女を有する世帯の生活水準が国民の平均的な水準以下とならないようにすることである。子女数が増加すれば、消費の単位当たりによる各世帯の可処分所得は急激に低下する。すなわち、食料の消費量は低

下し、住居の居住密度は高くなり、選択を許される支出は少なくなる。家計支出の平等化で最も重要な方法は、児童手当制度に託されている。数人の子女を養育する世帯の不利益を克服するために、委員会は現在実施されている制度を、子女の人数に応じて、大幅な格差をもつ段階的な手当を支給するように、改善すべきであると勧告している。この方式は、1968年のはじめに3段階で実施され、その3段階とは、第1子を基本とし、第2子の手当をその2倍とし、第3子およびそれ以降の子女に対する手当を3倍とする。この改正により、現在の家族手当制度は廃止されることになる。<sup>注1</sup> 就学を継続する者に対する扶助は、学校にとどまってより高い教育を受ける16～19歳

の子女に支給される。出産に関する福祉を改善するためには、出産給付を現在の支給額の4倍となる200マルカまで次第に引き上げるべきである。疾病保険法による出産手当は、支給期間を現在の合計54労働日から72日に延長すべきであろう。さらに、委員会は子どもが幼ないので家庭にとどまり、かつ定期的な収入を取得していない母親に支給される母親手当の採用について、その実現の可能性が検討されるべきであるということも勧告した。家族に対する政策として実施される制度は、若い人々に対する住宅扶助の制度や、住宅建設の貸付金制度も含んでいる。住宅建設の貸付金を除き、以上に述べた社会的な所得の移転はいずれもすべて1968年から生計費指数の変動に基づいて調整され、1971年以後では一般的な賃金指数に基づき調整される。

\*

委員会は家族政策に関する法律を統合する可能性についても検討した。しかし、統合は漸進的に実施されるべきであろう。たとえば特別児童手当法は必要な扶助が遺族年金の形で支給されるまで廃棄すべきではない。<sup>注2</sup>

社会保障の財源調達について、家族政策に要する経費は、1955年まで社会的支出の総額の中で主要な部分を占めていた。同年以後では、老齢・廃疾、および疾病に関する保険の経費が増大してきたので、家族政策の経費が占める比率は急速に低下してきた。報告は現在実施されている社会保障法に基づき、1966～75年における社会的な所得の移転にどれだけの規模の資金が充当されるべきであるかということについて予測を検討している。その次に、国民所得に対する社会的支出が増加しているから、社会保障支出総額の中で家族政策の費用として利用できる部分の占める比率も、今後上昇するであろうという予想が示されている。

1966～70年における国民所得の平均のび率を毎年4.4%，それ以後を4.2%とすれば、1966年に12.8%であった社会的な所得の振替部分は1975年には16.5%に上昇するであろう。1967年の初めに、疾病保険制度が第2段階を迎えるので、社会的支出のうち家族政策に充当される部分は、その後の2，3年間では17～18%にとどまり、それ以後1975年まで

には25%に次第に上昇するものと思われる。

\*

- 注 1** 現在家族手当は16歳未満の子女4人以上を養育し、限られた資産を有する世帯に支給され、稼得専従者が死亡するかあるいは永久的な労働不能の場合には、16歳未満の子女2人を養育する世帯にも支給される。
- 注 2** 特別児童手当は特に困難な環境におかれたある子女の世話、保護、および養育に対する財政的な保護を保証するために支給されている。

“Komiteamietintö 1966 : A 7. Perhekustannusten tasauskomitean mietintö”  
Helsinki, 1966. 74 pp. ; No. 67, '67.

(以上3編はISSAの *Social Security Abstracts*, 1967から採用したものである

(平石長久 社会保障研究所)

(12ページよりつづく)

また、これらの年金制度は、単一の使用者と複数の労働組合との交渉による制度と、複数の使用者と複数の労働組合との交渉による制度に分けられる。後者は産業別に実施されており、この場合には、各使用者がある共通の基金に拠出を支払うことになっている。この制度の有利な点は、労働者がこの共通の基金に加盟する企業間を移動する場合に、年金権も移動できることである。

もっとも典型的な例は、200人未満の被用者をカバーする制度で、これは全体の60%以上に相当しており、200～500人の規模をもつ制度が約17%である。500人以上の規模になると、制度の数は少くなり、5～10万人と10万人以上では、それぞれ僅かに0.1%にすぎない。だが、制度の数は少なくとも、カバーする人数は多いので、カバーされた従業員数では、1,000～5,000人の規模が24%，また、10万人以上が20%を占め、200人未満と200～500人の規模では、従業員数はそれぞれ5%となっている。(平石長久 社会保障研究所)